

1 払っているお金、全部が無償化になりますか？

教材費、行事費、バス送迎費など無償化の対象とならない費用があります。

2 10月から保育料を支払わなくて済みますか？

■認定こども園（2、3号認定：保育所として利用）、保育所、地域型保育事業

10月から保育料が0円になります（0～2歳児は住民税非課税世帯に限る）。

そのため、保育料の支払いはなくなります。

ただし、3歳児～5歳児（2号認定）については、これまで保育料に含まれていた副食費（おかず代等）は無償化の対象外となりますので、支払いが必要となります。

副食費の金額については各園にお問い合わせください。

■認定こども園（1号認定：幼稚園として利用）、新制度の私立幼稚園、公立幼稚園

10月から保育料が0円になります。

そのため、保育料の支払いはなくなります。

■新制度に移行していない私立幼稚園

月額25,700円を上限に保育料等を保護者に代わって市から園に支払います。

そのため、保育料等が25,700円を超えない場合は、保育料等の支払いはなくなります（教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象外となりますので、これまでどおり支払いが必要となります）。

保育料等が25,700円を超える場合は、その差額を保護者が園に支払うこととなります。

■認可外保育施設（届出している施設）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

施設等に保育料（利用料）を支払い、あとで市からの償還を受けることとなります。

3 無償化の対象となるための認定手続きは必要ですか？

■保育所、地域型保育事業、認定こども園（保育所として利用）
手続きが不要です。

■認定こども園（幼稚園として利用）、新制度の私立幼稚園、公立幼稚園
手続きが不要です。

ただし、「保育の必要性」があり、預かり保育などの利用料も無償化の対象となる人は
手続きが必要です（満3歳児は住民税非課税世帯に限る）。

■新制度に移行していない私立幼稚園

令和元年度就園奨励助成金の申請書を提出している方に限り、手続きが不要です。

ただし、令和元年度就園奨励助成金は9月で終了となります。以降の途中入園者については
別途手続きが必要です。

また、途中入園者に限らず、「保育の必要性」があり、預かり保育などの利用料も無償化の
対象となる人は手続きが必要です。（満3歳児は住民税非課税世帯に限る）。

■認可外保育施設（届出している施設）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポ
ート・センター事業
手続きが必要です。

4 保育の必要性ってどんな要件ですか？

保護者が働いていたり、病気などで昼間、家庭で保育できない状況をいいます。

要件は以下のとおりです。詳細については、保育入所課（0798-35-3160）へお問合せくださ
い。

【保育の必要性の要件】※両親ともに要件を満たす必要があります。

- ①就労・就学（週3日以上かつ週16時間以上の勤務・就学）
- ②妊娠・出産
- ③疾病・障害等
- ④親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動

5 認定手続きが必要な場合、いつ・どこで行えばいいですか？

手続きに必要な申請書等については、ホームページでダウンロードすることができます。
申請書を記入し添付書類（勤務証明書など）を添えて、保育入所課へ郵送もしくは持参して
ください。

保育入所課（〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号）

なお、認定こども園、私立幼稚園に通われている方は、園で申請書を受け取り、園を通じて
提出することも可能です。

よくあるご質問（8月9日時点）

改訂履歴

第1版 令和元年（2019年）4月25日

第2版 令和元年（2019年）8月9日

質問 No.	改訂内容
2	「10月から保育料を支払わなくて済みますか？」の回答内容について、新制度に移行していない私立幼稚園、認可外保育施設等の回答を追加しました。
3	「無償化の対象となるための認定手続きは必要ですか？」の回答内容について、手続きの有無に関する回答を追加しました。
4	「保育の必要性ってどんな要件ですか？」の回答内容について、「予定」を掲載していましたが、確定情報に更新しました。
5	「認定手続きが必要な場合、いつ・どこで行えばいいですか？」の回答内容について、窓口等を追加しました。